

## 徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和2年10月30日(金) 開会 午後 3時15分 閉会 午後 4時20分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 4番委員 野口 俊廣  5番委員 大貝 美治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純  9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒  12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市  15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭  19番委員 市岡 沙織</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 2番委員 安廣 貴明 3番委員 佐野 泰弘  4番委員 宮本 隆美 8番委員 中川 敏明 11番委員 松浦 義幸  14番委員 兼田 博行 15番委員 笹田 孝 17番委員 多田 孝</p>
5 欠席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>3番委員 天羽 俊文 6番委員 金澤 敬治 18番委員 政岡 茂</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>議事 農地関係議案</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  第3号議案 非農地通知の審議について  第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について  第5号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について  第6号議案 農地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(1)農地関係報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について</li> <li>2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について</li> <li>3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について</li> <li>4. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について</li> <li>5. 地目変更登記に係る照会に対する回答について</li> <li>6. 民事執行法による競売に係る照会に対する回答について</li> <li>7. 転用届出の訂正について(5条届出)</li> <li>8. 違反転用事案への対応について</li> </ol> <p>(2)農政関係報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県農業会議が実施した県への政策提案について</li> </ul>

令和2年10月 徳島市農業委員会 定例総会 議事録

(開会 午後3時15分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は川人会長が務めることになっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 (挨拶)

ただ今から、令和2年10月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える16名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号3番 天羽 俊文委員、議席番号6番 金澤 敬治委員、議席番号18番 政岡 茂委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号5番 大貝 美治委員と、議席番号15番 細川 勝義委員に申し上げます。

審議に入る前に私の方から御紹介をさせていただきます。7月30日に推進委員さんの委嘱式があり、その時に欠席されておりました宮本さんが本日、ご出席していただいておりますので、自己紹介をいただきたいと思っております。宮本さん、どうぞよろしくお願いいたします。

宮本推進  
委員 (挨拶)

議長 それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。

では、第1号議案、「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページを御覧下さい。全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地7筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後129aに至り、譲受人は対象地において、水稲や果樹の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後131aに至り、譲受人は対象地において、水稲や果樹の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地6筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後324aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後329aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移

転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後81aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、農地の維持管理が困難なため、売買により農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後165aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、療養・その他生活資金のため売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後73aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後341aに至り、譲受人は対象地において、水稻や野菜の栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、小作解約条件の履行により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後74aに至り、譲受人は対象地において、水稻や野菜の栽培を行うとのことです。

10番は、譲渡人から譲受人へ、小作解約条件の履行により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後87aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

11番は、譲渡人から譲受人へ、農地3筆に使用貸借権が設定されるものです。譲受人の耕作面積は許可後57aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

12番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後57aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

13番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分により、農地1筆の持分が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず54aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上13件で、対象地は、田19,701㎡、畑5,876㎡、計25,577㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。  
それでは、御発言がないようですので採決いたします。  
第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。  
次の議案の審議に移ります。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページからを、御覧下さい。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。  
1～6番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。申請地は全て公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は太陽光発電事業を営んでお

り、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、住宅販売等を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。また、現地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する始末書の提出があります。

8番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は個人で計画を立て、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

9番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当します。譲受人は、自動車の修理・販売等を営んでおり、賃貸借権を設定し、既存施設の拡張の例外規定を適用し、露天駐車場に転用するものです。また、現地は一部転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する始末書の提出があります。重ねて、今後の事前着工についても厳しく指導し、重複する場合は、許可されない可能性もあると伝えてあります。

10番は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、小学校PTA代表者であり、賃貸借権を設定し、露天駐車場に一時転用するものです。

11～14番までの案件は、一体となった転用計画であるため合わせて説明します。申請地は全て公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、権利の設定は4件とも、使用貸借権の設定となります。転用目的について、まず、12番と14番が工事用を含む露天駐車場および露天資材置場であり、このうち12番の譲受人は、建設業を営み、令和3年4月までの一時転用となりますが、現地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する始末書の提出のほか、地区審査の当日においても事前着工しないよう地元の農業委員より転用者側に直接指導しております。続きまして、11番と13番の譲受人は14番とも同一で、鶏卵の販売業をしており、先に説明した駐車場等を利用するために既存市道を拡幅し、拡幅工事後は将来的に徳島市へ寄付する計画です。

15番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人と譲渡人は親子関係であり、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場・駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である1番と9番と11から14番案件については地区審査を実施しました。

第2号議案は、全15件で、地目は、田10, 965.68㎡、畑1, 863㎡で合計12, 828.68㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地247㎡、駐車場・資材置場4, 117.09㎡、その他施設用地8, 464.59㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の井川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井川委員 今月の19日、午前11時から1番案件の地区審査を実施したので報告します。参加者は、岸本委員、瀬畑推進委員、安廣推進委員と私、転用者側2名、事務局2名の8名です。申請対象の農地は、農地パトロール対象地であり、JA多家良支所から西へ約2kmに位置し、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、太陽光発電施設に転用しようとするものです。土地の造成については、整地後の表面に碎石を敷き、敷地全体に防草シートをかけます。ソーラーパネルを施工し、周囲にはフェンスを設置する計画とのことです。排水については、雨水を地下浸透とし、地元土地改良区及び水利組合も存在していないため、上申請が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、多家良地区の委員は、一致して問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして9番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の野口委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員 今月19日、午前10時より、9番案件で地区審査を実施したので、報告します。参加者は、天羽委員、佐野推進委員、宮本推進委員と私の委員4名、転用者側は3名、事務局2名です。申請対象の農地は、国道55号線、三軒屋橋の南詰から南へ約200mに位置し、甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定して、自動車販売・修理店の露天駐車場として敷地拡張を行うものです。造成については、良質な山土で盛土し、現況から80cm程度高さを上げる計画です。排水については、申請地の中央へ緩い勾配をつけて雨水を集め、西側水路へ排水する計画であり、地元の土地改良区から排水同意書及び意見書が提出されています。

結論として、今回の申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、勝占地区の委員は、一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして11～14番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月15日に11～14番案件で地区審査を実施したので報告します。参加者は多田推進委員と私の委員2名、事務局2名と転用者側が1名になります。申請地は、南井上学校から南へ約1kmに位置しており、2種農地に区分されるとのことです。12番と14番の転用目的は、駐車場と資材置場であり、土地の造成については、山土を敷き、整地します。11番と13番の転用目的は、既存市道の拡幅であり、土地の造成については、擁壁と側溝を新設し、アスファルト舗装します。排水は、雨水のみで、既設水路で処理する計画で、地元の水利組合からの排水同意書も提出されているようです。

結論として、今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしているため、南井上地区の委員として、問題はないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、9番を許可相当として県に諮問し、残りの14件を許可す

ることに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については9番を許可相当として県に諮問し、残りの14件を許可することに決定いたしました。

続きまして、次の議案の審議に移ります。第3号議案、「非農地通知の審議について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第3号議案、非農地証明願の審議について御説明します。議案書7ページを御覧下さい。

1番案件の土地は、方上小学校から南へ約700mに位置しており、合計2筆あります。現地調査については、先月27日に、地元の委員2名と事務局1名で状況を確認しております。対象地は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂しており、周りの山林と同化し、境界もわからない状態で、農業用機械による耕起・整地は困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生の恐れは小さいと思われま。

第3号議案は以上1件で、対象地は畑827㎡です。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第3号議案の非農地通知の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については、本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、次の議案の審議に移ります。第4号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第4議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、御説明させていただきます。議案書8ページを御覧下さい。今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番は、令和●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の養子が猶予を受けようとするものです。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。第4号議案は1件で、対象地は田のみ、●●●㎡となっています。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第4号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第5号議案、「相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について」を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議について御説明します。議案書9ページからを御覧下さい。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

5番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

6番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

7番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

8番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

2番案件につきまして、対象地の地目が宅地となっておりますが、農家台帳に記載があるため、農地として扱っております。対象地の一部が道路、墓地等になっておりますが、公共事業若しくは非課税であるため、納税猶予には影響がないと思われまます。その他の対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第5号議案は以上8件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、その他●●●㎡で、計●●●㎡です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようので採決いたします。

第5号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第6号議案、「農用地利用集積計画の承認について」の審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条第1項に定める、議事参与の制限の規定に基づき、細川 勝義委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第6号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書13ページを御覧下さい。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件は全て満たしていると思われれます。

今月は新規設定が21件、再設定が36件で合計57件となっております。そのうち、賃貸借権が38件、使用貸借権が19件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1～7番が多家良地区・19筆・7件、8～9番が勝占地区・7筆・2件、10～13番が上八万地区・9筆・4件、14～15番が不動地区・3筆・2件、16～24番が応神地区・14筆・9件、25～31番が川内地区・19筆・7件、32～34番が国府地区・12筆・3件、35～46番が南井上地区・31筆・12件、47～57番まで北井上地区・23筆・11件となっております。

利用権設定については以上で、田72筆・82,093.12㎡、畑65筆81,135.61㎡の合計137筆・163,228.73㎡となります。第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第6号議案については、全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について御説明します。議案書21ページを御覧下さい。

1番は、「農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について」です。3件受理しました。22ページを御覧下さい。

2番は、「農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について」です。2件交付しました。23ページを御覧下さい。

3番は、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について」です。4件受理しました。24ページを御覧下さい。

4番は、「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について」です。5件受理しました。25ページを御覧下さい。

5番は、「地目変更登記に係る照会に対する回答について」です。2件回答しました。26ページを御覧下さい。



6番は、「民事執行法による競売に係る照会に対する回答について」です。1件回答しました。27ページを御覧下さい。

7番は、「転用届出の訂正について」です。1件訂正しました。  
7番までの報告事項の説明については以上です。

議長 報告事項の7番まで説明がありましたが、何か御意見等はありませんか。  
それでは、報告事項の8番「違反転用事案への対応について」に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)

議長 このことについて、何か御意見等はありませんか。御意見なければ、次の農政関係の報告事項へ進めます。

「県農業会議が実施した県への政策提案」について、でございますが、8月総会でも当委員会の意見をお諮りして、県農業会議に提出をさせていただきました。そして農業会議が県内の各農業委員会の意見を集約して、来年度への政策提案を県知事に行いましたので、その内容について事務局から報告をお願いします。

事務局 (説明)

議長 事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はありませんか。  
新規就農者の件ですが、親から子に引き継いで、農業をする場合に障害があります。親が徳島ブランドとしてかなりのものを作っている。そして規模拡大による増収を目指したいとして息子がする場合につきまして、親が耕作している作物以外のものをかなりの部分を作らなければ、後継者としてみなさないということと言われるわけなんです。私が申し上げたいのは、知事さんに、新規就農者として認めてくれないと困るということで、全国知事会の会長なので、それぞれに県の知事に意見交換をしていたら、農水省へ申し上げていただきたいという話をさせていただきました。私のところでも2人、農業の後継者として親の後を継ぐとして新規就農を出したんですが、他の作物を作れと言われてまして、かなりの量を作らなければ、新規就農者として認めないということですので、全国的な場で知事さんに発言してくださいと申し上げさせていただきました。このことを付け加えさせていただきます。

また、農地パトロールにおいて、耕作放棄地がたくさんできており、固定資産税の評価額を上げるというのですが、2種農地になりますと千円未満程度ですので、1.8倍に上げてはどうってことないというふうですので、耕作放棄地につきましては、もっと厳しく勧告していただくような形にしなければ、ますます米が余ってくる状況になってきておりますので、それぞれの委員さんも前を向いてご提言をいただけたらと思います。

続きまして事務局より連絡事項がありますのでお願いします。

事務局 8月11日から始まりました農地パトロールが10月6日を最後に全地区の日程が予定通り終了しました。期間中は暑い中、また、お忙しい中、御協力いただきました委員の皆さまにこの場をお借りして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後、11月末を目途に、所有者宛、利用意向調査を発送する予定です。問い合わせ等ありましたら、御協力いただくことがあるかも知れませんが、その節はよろしくをお願いします。

議長

最後に全体を通しまして、何か御意見・御質問はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和2年10月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後4時20分)